

厚生発 0307 第 7 号  
令和 7 年 3 月 7 日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長 } 殿  
中核市市長

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

### 移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

この度、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添 2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準、肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準、膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び小腸移植希望者（レシピエント）選択基準を別紙 1 から 5 の新旧対照表のとおり改正することとしました。

別添のとおり公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あてに通知しましたので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対する周知につきまして御配慮願います。なお、本改正に係る適用日については追って通知致します。